

防災地域建設委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を
改正する条例P1

2 一般事件案

- (1) 県が行う建設事業に対する市町村の負担について
[関係分]P2

3 予算案

- (1) 令和8年度土木部9月補正予算案についてP3
・耐震性能向上リフォーム助成についてP10

4 報告事項

- (1) 島根県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）P11
について (別冊1)
(2) 島根県生活排水処理ビジョン第6次構想（素案）P15
について (別冊2)

令和8年10月1日・2日

土 木 部

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため、所要の改正を行うもの

2 経緯

島根県さくらおろち湖ローイング競技施設は、第84回国民スポーツ大会のローイング競技会場に選定されており、現在審判艇（15馬力）を2艇保有しているが、大会運営に必要となることから、新たに審判艇（25馬力）を2艇購入。



ローイング競技



審判艇

3 改正の内容

島根県さくらおろち湖ローイング競技施設の附属設備に係る使用料の新設

区 分		使用料の額	
審判艇	15馬力 (既存の審判艇)	1 艇 4 時間につき	770円
	25馬力 【新設】	1 艇 4 時間につき	1, 230円 【新設】

4 施行期日

公布の日から施行する。

県の行う建設事業に対する市町村の負担について

令和8年度建設事業市町村負担金負担率一覧表

分類	予 算 主管課	事 業 名		市町村負担率 (事業費の内 事務費を除く)	前年度 からの 見直し の有無	根 拠 法 令
道 梁 路 事 業	道路維持課 道路建設課	県単道路整備事業		$\frac{1.5}{10}$	無	道路法(昭和27年法律第180号)第52条第1項
砂 防 事 業	砂防課	急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜 面	$\frac{1}{10}$	無	地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項 ※ 家屋半壊以上の被害があつた場合
			その他	$\frac{2}{10}$	無	
		災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜 面	$\frac{1}{10} \left(\frac{0.5}{10} \right) ※$	無	
			その他	$\frac{2}{10} \left(\frac{1}{10} \right) ※$	無	
		県単急傾斜地 崩壊対策事業	通常	$\frac{1}{3}$	無	
			災害関連	$\frac{2}{10}$	無	
都 市 計 画 事 業	都市計画課	街路事業		$\frac{0.75}{10}$	無	
		県単街路事業		$\frac{1.5}{10}$	無	
		公園事業(施設)		$\frac{1}{10}$	無	
		県単公園事業(施設)	維持修繕に係るものを除く。	$\frac{1}{10}$	有	
下 水 道 事 業	下水道推進課	下水道事業		地 方 負担の $\frac{1}{2}$	無	下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項
		県単下水道事業		$\frac{1}{2}$	無	

第 93 号議案（関係分）、第 102 号議案、第 103 号議案、第 109 号議案

令和8年度土木部9月補正予算案について

1. 補正の概要

- (1) 道路や河川等の国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示等に伴う補正
- (2) 県管理道路上の道路標識柱の緊急点検・補修に係る補正
- (3) 住宅の耐震対策の推進に係る補正
- (4) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正

2. 歳出補正額

1,078 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち一般会計 1,077 百万円

特別会計 1 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業

1) 公共事業 (注) 流域下水道事業会計を含む

【補正項目】

- | | |
|-----------|----------|
| ① 補助公共事業費 | 284 百万円 |
| ② 県単公共事業費 | ▲117 百万円 |
| ③ 維持修繕費 | 557 百万円 |

- ・国の予算内示等に伴う補正（654 百万円）
- ・県管理道路上の大型道路標識柱のうち海岸線から 200m 以内にある標識柱の緊急点検・補修に係る補正（70 百万円）

2) その他の事業 (注) 流域下水道事業会計を除く

【補正項目】

- ① 耐震性能向上リフォーム助成事業 7 百万円
- ・地震発生時に家屋倒壊から生命を守るため、現行の部分的耐震補強リフォーム助成の対象住宅の要件を拡充し予算を増額

② 震災派遣対応事業 3 百万円

- ・熊本地震による被災地支援に伴う職員派遣経費の補正

③ 県営住宅特別会計の予備費 3 百万円

- ・令和 7 年度決算の確定に伴う予備的経費の補正

④ 職員給与費 27 百万円

- ・人事異動後の現員現給の反映

(2) 債務負担行為補正 4,143 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち追加分 2,185 百万円

変更分 1,958 百万円

- ・道路や河川事業等における事業進捗や計画変更に係る追加及び変更

(3) 流域下水道事業会計

- ・社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示及び人事異動後の現員現給の反映に伴う補正

令和8年度9月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位: 百万円

事業区分 \ 予算区分			補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)	
公共（改良系）	補助公共	道 路	14,852	▲ 484	14,368	97%	
		河川・ダム	2,866	96	2,962	103%	
		砂 防	2,370	4	2,374	100%	
		港湾・空港	2,101	315	2,416	115%	
		街路・公園	3,713	717	4,430	119%	
		下 水 道	966	▲ 364	602	62%	
		住 宅	3,978		3,978	100%	
		文化財調査	23		23	100%	
		災 害 関 連	1,411		1,411	100%	
		補助公共計	32,280	284	32,564	101%	
	県単公共	道 路	2,292		2,292	100%	
		河川・ダム	1,675		1,675	100%	
		砂 防	430		430	100%	
		港湾・空港	1,350		1,350	100%	
		街路・公園	474	▲ 92	382	81%	
		下 水 道	1,480		1,480	100%	
		住 宅	51		51	100%	
		地域整備促進等	650	▲ 25	625	96%	
		災 害 関 連	1,556		1,556	100%	
		県単公共計	9,958	▲ 117	9,841	99%	
公共計			42,238	167	42,405	100%	
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	2,728	487	3,215	118%	
		補助維持修繕計	2,728	487	3,215	118%	
	県単維持修繕	道 路	6,839	47	6,886	101%	
		河川・ダム	1,983		1,983	100%	
		砂 防	525		525	100%	
		港湾・空港	102	23	125	123%	
		地域整備促進	1,100		1,100	100%	
		県単維持修繕計	10,549	70	10,619	101%	
	維持修繕費計			13,277	557	13,834	104%
	公共＋維持修繕費			55,515	724	56,239	101%
直 轄 負 担 金			6,477		6,477	100%	
災 害 復 旧 費			4,716		4,716	100%	
受 託 事 業 費			1,076		1,076	100%	
総 合 計			67,784	724	68,508	101%	

注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。

2) 港湾、住宅には、特別会計計上分を含む。

3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。

4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和8年度9月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C = A + B)	比較 (C / A)
土木総務課	3,197,235	▲ 5,127	3,192,108	99.8%
技術管理課	500,050	33,290	533,340	106.7%
用地対策課	4,011,317	2,706	4,014,023	100.1%
道路維持課	14,879,044	70,906	14,949,950	100.5%
道路建設課	14,763,556	▲ 13,586	14,749,970	99.9%
高速道路推進課	4,395,810	▲ 9,788	4,386,022	99.8%
河川課	11,561,062	109,505	11,670,567	100.9%
斐伊川神戸川対策課	328,118	▲ 667	327,451	99.8%
港湾空港課	5,918,776	316,754	6,235,530	105.4%
砂防課	9,011,287	▲ 20,237	8,991,050	99.8%
都市計画課	4,969,411	594,620	5,564,031	112.0%
下水道推進課	854,250	▲ 6,205	848,045	99.3%
建築住宅課	1,102,566	4,342	1,106,908	100.4%
一般会計合計	75,492,482	1,076,513	76,568,995	101.4%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
546,875	0	45,977	442,100	0	41,561	1,076,513

2. 特別会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C = A + B)	比較 (C / A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,262,782	▲ 1,690	1,261,092	99.9%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	6,311,201	2,895	6,314,096	100.0%
特別会計合計	7,573,983	1,205	7,575,188	100.0%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
347,376	▲ 628	0	▲ 346,900	▲ 1,690	3,047	1,205

令和8年度9月補正予算案 債務負担行為補正
(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 4, 142, 900千円 (追加:2,185, 000千円、変更:1, 957, 900千円)

〔一般会計:追加分〕

事 項 (事 業)	期間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇所・概要	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	8～11	1,300,000	(一) 益田港線 中吉田工区 電線共同溝工 1,300,000千円	益田市
河川総合開発事業費	10	70,000	矢原川ダム ダム本体設計、水理模型実験 70,000千円	浜田市
県単河川総合開発事業費	9	90,000	矢原川ダム 取水堰堤撤去 90,000千円	益田市
島根県水防情報システム開発及び運用保守事業費	8～15	595,000	水防情報システムの開発及び運用保守 595,000千円	—
県単地すべり対策事業費	9	40,000	土居地区 掘削工、吹付法枠工、鉄筋挿入工 40,000千円	松江市
県単砂防修繕費	9	90,000	宇山川 仮設工、堤体注入工、グラウト工 90,000千円	飯南町

〔一般会計:変更分〕

※「期間」欄及び「限度額」欄の括弧書きは、補正前の期間及び限度額

事 項 (事 業)	期間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇所・変更内容	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	9	6,544,000 (5,395,000)	(国) 375号外 道路照明LED化 400,000千円→500,000千円(+100,000千円)	全県
			(国) 375号 湯抱2工区 橋梁上部工 100,000千円→250,000千円(+150,000千円)	美郷町
			浜山公園 遊具改修工事 0千円→80,000千円(+80,000千円)	出雲市
			クラミロ地区 吹付法枠工、重力式擁壁工 0千円→83,000千円(+83,000千円)	隠岐の島町
			ほか13件	
道路橋梁維持修繕費	8～9	1,545,500 (1,525,500)	車両整備 除雪機械、道路パトロール車 60,000千円→80,000千円(+20,000千円)	—
道路橋梁維持修繕費	9	352,900 (334,000)	(国) 485号外 道路標識柱点検・補修 0千円→18,900千円(+18,900千円)	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
道路橋梁維持修繕費	8～10	924,000 (424,000)	(国) 184号外 トンネル非常用設備 0千円→500,000千円(+500,000千円)	全県
大規模特定河川事業費	9	365,000 (315,000)	中川 護岸工、地盤改良工 100,000千円→150,000千円(+50,000千円)	松江市
河川総合開発事業費	9	770,000 (680,000)	矢原川ダム 橋梁下部工(管理用道路) 0千円→90,000千円(+90,000千円)	浜田市
河川総合開発事業費	8～10 (9～10)	3,000,000	矢原川ダム 付替県道トンネルその2工事 R9～R10→R8～R10(期間の変更)	浜田市、益田市
特定土砂災害対策推進事業費	9	180,000 (50,000)	三正代東谷川 砂防堰堤工 0千円→40,000千円(+40,000千円)	大田市
			ほか1件	

令和8年度9月補正予算案 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ① 営業外収益 ▲ 3,364 千円
・ 社会資本整備総合交付金の減
- ② 営業費用 ▲ 10,044 千円
・ 交付金事業の減
・ 職員給与実績に合わせた給与費の減

(2) 資本的収支

- ① 国庫補助金 ▲198,077 千円
- ② 建設改良費 ▲363,552 千円
・ 防災・安全交付金事業等の国の予算内示に伴う減

2. 収支見込み

令和8年度流域下水道事業会計予算収支(9月補正後)

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等 (単位：百万円)
収益的収支	流域下水道事業収益				
	営業収益	2,752,401	0	2,752,401	
	営業外収益	2,617,781	▲ 3,364	2,614,417	社会資本整備総合交付金 ▲4 一般会計からの補助金 1
	収益計(a)	5,370,182	▲ 3,364	5,366,818	
	流域下水道事業費用				
	営業費用	5,244,218	▲ 10,044	5,234,174	交付金事業 ▲7 職員給与費 ▲3
	営業外費用	210,600	0	210,600	
	予備費	2,000	0	2,000	
	費用計(b)	5,456,818	▲ 10,044	5,446,774	
	収 支(a-b)	▲ 86,636	6,680	▲ 79,956	

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等 (単位：百万円)
資本的収支	資本的収入				
	企業債	1,004,134	▲ 76,800	927,334	
	国庫補助金	551,750	▲ 198,077	353,673	社会資本整備総合交付金 19 防災・安全交付金 ▲217
	他会計補助金	384,951	0	384,951	一般会計からの補助金
	建設費負担金	896,875	▲ 82,333	814,542	
	その他資本的収入	15,000	0	15,000	
	収入計(c)	2,852,710	▲ 357,210	2,495,500	
	資本的支出				
	建設改良費	2,446,619	▲ 363,552	2,083,067	交付金事業 ▲364
	企業債償還金	598,046	0	598,046	
	予備費	5,000	0	5,000	
	支出計(d)	3,049,665	▲ 363,552	2,686,113	
	補 填(e)	196,955	▲ 6,342	190,613	損益勘定留保資金 ほか
	収 支(c-d+e)	0	0	0	

3. 債務負担行為補正

令和8年度9月補正予算案 債務負担行為（流域下水道事業）

債務負担行為の設定 7,034,040千円（うち追加 656,800千円、変更 20,000千円）

事 項（事業）	期間 （年度）	限度額 （千円）	備 考
宍道湖流域下水道施設台帳データベースシステム運用保守業務	R9～R10	12,540	
東部浄化センターNo.1遠心脱水機定期修繕工事	R9	18,000	
東部浄化センターNo.4遠心脱水機定期修繕工事	R9	15,000	
終末処理場維持管理業務委託	R8～R9	2,050,000	
東部処理区幹線管渠点検調査巡視業務委託	R8～R9	70,000	
東部処理区幹線管渠修繕工事	R8～R9	60,000	
西部処理区幹線管渠点検調査巡視業務委託	R8～R9	70,000	
污泥処分業務	R8～R10	986,700	
東部浄化センター2-2系水処理施設改築工事（機械・電気）	R9～R10	810,000	
東部浄化センター2系次亜塩素素注入ポンプ他更新工事（機械・電気）	R9～R10	100,000	
西部浄化センター不具合施設更新工事	R9	45,000	
西部浄化センター電気設備（監視制御）更新工事	R9	376,000	
西部浄化センターNo.2ターボブロワ電動機修繕工事	R9	20,000	
西部浄化センターNo.1-3最初沈殿池污泥掻寄機修繕工事	R9	84,000	
西部浄化センター消化ガス発電機増設工事	R9	240,000	
東部処理区マンホール更生工事（M1-2）	R9	300,000	
東部処理区マンホール更生工事（M2-3）	R9	150,000	
東部処理区管更生工事（処理場からM1-1まで）	R8～R9	600,000	
西部処理区管渠布設替工事	R9	150,000	
西部処理区管渠布設替工事（その2）	R9	150,000	
西部処理区管渠修繕工事	R9	70,000 (50,000)	変更
東部処理区No.10脱水ケーキ搬出コンベア修繕工事	R9	60,000 (0)	追加
東部処理区消化タンク更新詳細設計業務	R9	60,000 (0)	追加
西部浄化センター消化ガス発電機増設工事（電気）	R9～R10	536,800 (0)	追加
計		7,034,040 (6,357,240)	

※括弧書きは、変更前の期間、限度額

耐震性能向上リフォーム助成について

(しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業)

1. 概要

本年 7 月の令和 8 年熊本地震において、多くの住宅被害が発生したことを踏まえ、しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業の「部分的耐震補強リフォーム助成」について、大規模地震時の住宅被害の軽減を図るため、対象住宅を現行の昭和 56 年 5 月以前に着手されたものから、平成 12 年 5 月以前に着手されたものへ拡充し、名称を「耐震性能向上リフォーム助成」に改定する。

2. 背景

- (1) S56. 6 月の建築基準法改正により、耐震に係る構造基準が大幅に強化(新耐震基準)
- (2) H12. 6 月の建築基準法改正により、木造の耐震に関する規定が追加(2000 年基準)
〔改正要点〕
 - ・柱、土台、筋交い端部等における接合部金物等の仕様の厳格化
 - ・耐震壁の配置バランスの厳格化
- (3) H28 熊本地震、R6 能登半島地震において、2000 年基準制定前に着手された住宅に倒壊・損壊等の被害が発生

3. 助成内容(拡充部分)

(1) 補助要件等

【現行】

区分	補助対象		
	対象住宅※	耐震性等	助成対象工事
部分的耐震補強リフォーム助成	S56. 5. 31 以前に着工 (旧耐震基準)	所要の耐震性能を有さないもの	部分的耐震補強工事



【補正後】

区分	補助対象		
	対象住宅※	耐震性能	助成対象工事
耐震性能向上リフォーム助成	S56. 5. 31 以前に着工 (旧耐震基準)	所要の耐震性能を有さないもの	部分的耐震補強工事
	【拡充】 S56. 6. 1 から H12. 5. 31 の間に着工 (新耐震基準)	2000 年基準に適合しない部分を有するもの	2000 年基準に適合させる等の耐震性能向上工事

※耐震診断を行ったものに限る。

- (2) 助成額：対象工事費の 1 / 4 以内で、上限 30 万円（現行に同じ）

4. 補正額 6,700 千円（想定助成数 20 件）

5. その他

- ・制度拡充に関する説明会を開催（10 月中旬：松江、出雲、浜田の 3 会場）
- ・助成事業の窓口は、一般財団法人島根県建築住宅センター

島根県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）について

1. 趣旨

令和 5 年 7 月に、国土利用計画（全国計画）が改定されたことを受け、現行の「島根県国土利用計画」と「島根県土地利用基本計画」を統合し、新たに「島根県国土利用計画・土地利用基本計画」を策定する。

なお、本計画は、「国が定める国土利用計画（全国計画）」を基本とし、「第 2 期島根創生計画」との整合性を図るものとする。

2. 計画の位置付け

- (1) 国土利用計画法第 7 条の規定に基づく国土利用計画（都道府県計画）、同法第 9 条の規定に基づく土地利用基本計画である。
- (2) 島根県の区域における土地の利用に関し必要な事項を定めるものであり、土地利用に関する指針である。
- (3) 県内市町村が定める国土利用計画（市町村計画）の基本となる計画である。
- (4) 土地に関する個別の規制法に基づく諸計画に対する上位計画である。
- (5) 土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制として基準としての役割を果たすものである。

3. 策定の方向性（R 7 年 11 月定例県議会 防災地域建設委員会で説明済み）

- ・現行の「島根県国土利用計画」と「島根県土地利用基本計画」は、重複する内容が多いことを踏まえ、県民に対して分かりやすいものとするため、統合する。その際、両計画の内容を盛り込んで、一連のものとして記述する。
- ・国の国土利用計画の内容と整合を図る。

4. 計画素案の概要

別紙「概要版」のとおり

5. スケジュール

- ・ R 7 年 1 2 月 1 1 月定例県議会 防災地域建設委員会に計画案骨子を説明
3 月 島根県国土利用計画審議会（1 回目）[概要説明]
- ・ R 8 年 5 月 島根県国土利用計画審議会（2 回目）[全国計画等の説明]
7 月 島根県国土利用計画審議会（3 回目）[素案審議]
9 月 市町村への意見照会
1 0 月 9 月定例県議会 防災地域建設委員会に計画素案の説明
パブリックコメントの実施
1 1 月 島根県国土利用計画審議会（4 回目）[計画審議]
1 2 月 1 1 月定例県議会 防災地域建設委員会に計画案の説明
- ・ R 9 年 1 月 計画決定
国土交通大臣への報告

島根県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）【概要版】

1. 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

- ①人口減少・高齢化等による県土の管理水準や地域社会への影響
- ②大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- ③自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

(2) 県土利用の基本方針

- ①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理
 - ・低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要
- ②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理
 - ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要
- ③健全な生態系の確保によりつなげる県土利用・管理
 - ・健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要
- ④共通事項
 - ・デジタル化の推進や多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが重要
 - ・地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要

(3) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市部	農山漁村部	自然維持地域	離島
・都市機能等の集約化 ・災害に強い都市構造の形成 ・自然環境の保全再生	・雇用創出や所得向上 ・地域コミュニティの維持 ・関係人口の創出・拡大や深化	・自然環境の適切な保全・再生 ・広域的な生態系のネットワーク化の促進 ・保護と利用の好循環	・経済基盤、良好な生活環境の形成 ・都市住民等との交流の推進 ・竹島の領土権の早期確立

(4) 利用区分ごとの県土利用の基本方向（主な区分）

農地	荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化を図る
森林	多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める
河川等	安全性向上のための河川等の整備と適切な管理を図る
道路	施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図る
住宅地	低未利用土地の活用、空き家の活用・除却等を推進する
工業用地	環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る
公共施設等	社会情勢や利用需要の変化等を踏まえた保有総量の適正化に努める

2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：百 ha、%)

地目	令和 2 年	令和 15 年	構成比	
			令和 2 年	令和 15 年
農地	364	343	5.4	5.1
森林	5,242	5,257	78.1	78.4
原野等	40	40	0.6	0.6
水面・河川・水路	359	359	5.4	5.4
道路	189	196	2.8	2.9
宅地	169	169	2.5	2.5
住宅地	108	107	1.6	1.6
工業用地	9	10	0.1	0.1
その他の宅地	52	52	0.8	0.8
その他	345	344	5.2	5.1
合計	6,708	6,708	100.0	100.0

3. 「2」に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適正な調整を図る。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

- ・市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。
- ・土地利用の転換を図る場合には、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。
- ・地方創生の観点から、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

(3) 県土の保全と安全性の確保

- ・自然災害への対応として、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。
- ・森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、適正な保育、間伐等の森林整備を推進する。
- ・市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、住宅・建築物の耐震化及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進する。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。
- ・自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された県産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。
- ・カーボンニュートラルの実現のため、地域資源を活かした太陽光・バイオマス等の再エネの導入など環境負荷の小さな土地利用を図る。

(5) 持続可能な県土の管理

- ・地域の状況に応じ、行政・医療・介護・福祉・商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。
- ・農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて水田の汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。
- ・林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて、針広混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

(6) その他

- ・多様な主体による県土の利用・管理の推進
- ・県土に関する調査の推進
- ・計画の効率的な推進

4. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- ・都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五区分ごとに、土地利用の原則を規定
- ・また、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち複数の地域が重複している場合の、調整指導方針を規定

島根県生活排水処理ビジョン第6次構想（素案）について

1. 背景・主旨

- (1) 生活排水処理ビジョンは、市町村が行う汚水処理施設整備^{※1}を実施するための基本構想として、県と市町村が連携して策定。
- (2) 現計画（第5次構想）は令和8年度までとなっている。

※1 汚水処理施設：公共下水道や農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽等

【策定経緯】



2. 現在の状況

- (1) 令和7年度末の汚水処理人口普及率は84.9%で全国41位。（全国平均94.0%）
- (2) 県の西部地区で整備が遅れている。

3. 汚水処理施設整備の推進に向けての視点と施策（第5次構想を踏襲）

視点1：快適な生活環境
（施策）令和18年度末の汚水処理人口普及率を90% ^{※2} 以上とする。 地域特性に応じた効率的な汚水処理施設整備を推進する。
視点2：きれいな水環境
（施策）令和18年度末の集合処理施設への接続率を92% ^{※2} 以上とする。 個別処理を行う地域では、合併浄化槽への転換を推進する。
視点3：資源の循環
（施策）汚水処理施設で発生する資源・エネルギーの有効利用を推進する。
視点4：持続的な汚水処理
（施策）汚水処理施設の老朽化に対し計画的な維持管理を推進する。 汚水処理施設の総合的な防災・減災対策を推進する。
視点5：健全な経営
（施策）広域連携や官民連携の導入などにより持続的な経営を推進する。 わかりやすい情報の発信により住民の関心・理解の向上を図る。

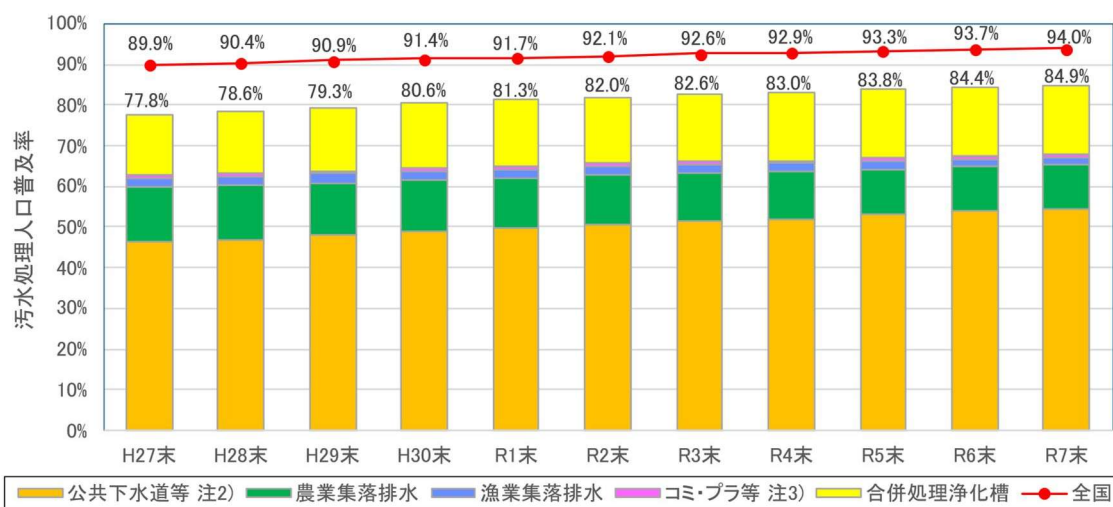
※2 数値目標については、各市町村が策定したアクションプラン（令和18年度末時点での公共下水、集落排水、合併浄化槽の汚水処理人口等を示した計画）をとりまとめて設定

4. 今後のスケジュール

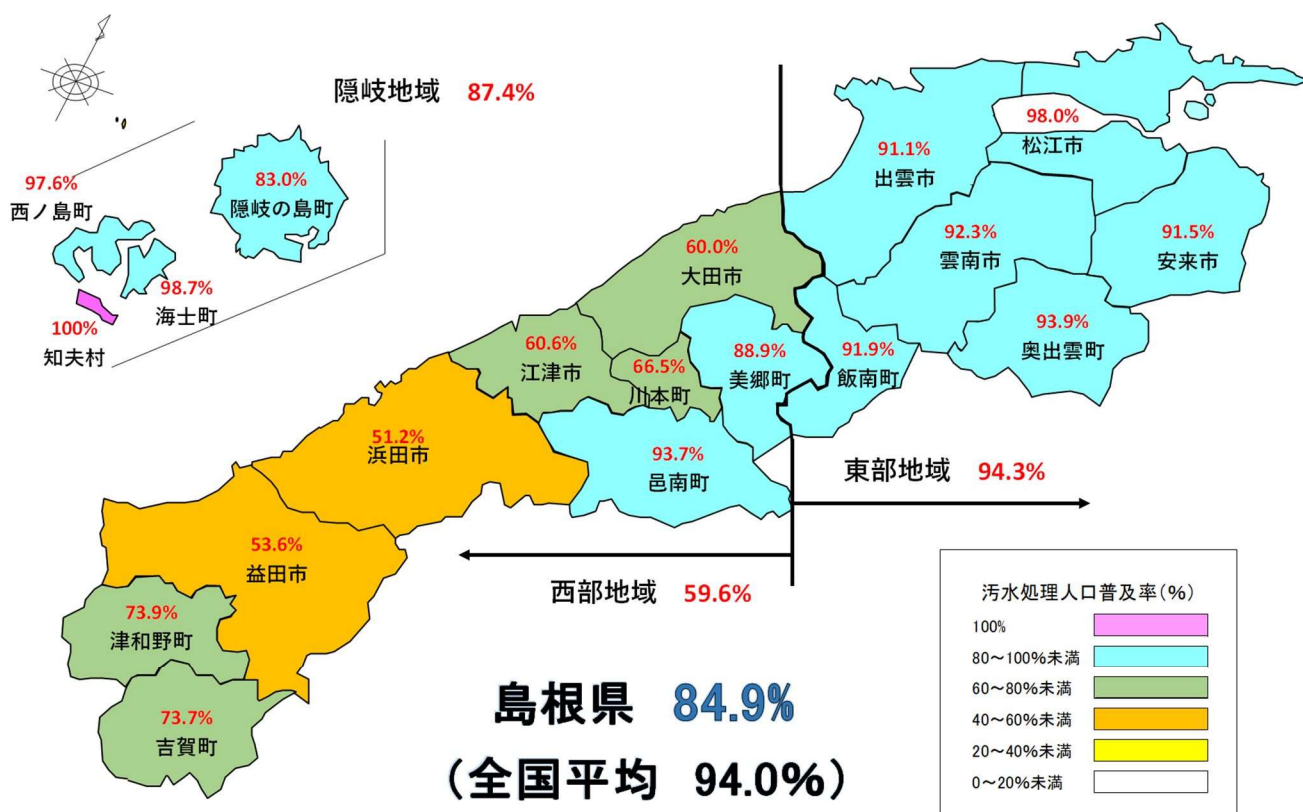
令和8年10月	パブリックコメント実施
令和8年11月	市町村長意見照会
令和9年2月	策定・公表

(参考)

島根県の汚水処理施設の普及状況（令和7年度末）



令和7年度末 汚水処理人口普及率（市町村別）



汚水処理人口普及率 (%)

$$= \frac{\text{汚水処理施設が整備されている人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$